

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5776596号
(P5776596)

(45) 発行日 平成27年9月9日(2015.9.9)

(24) 登録日 平成27年7月17日(2015.7.17)

(51) Int.Cl. F1
G06Q 50/24 (2012.01) G06Q 50/24 110

請求項の数 6 (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2012-63141 (P2012-63141)	(73) 特許権者	000004237
(22) 出願日	平成24年3月21日 (2012. 3. 21)		日本電気株式会社
(65) 公開番号	特開2013-196413 (P2013-196413A)		東京都港区芝五丁目7番1号
(43) 公開日	平成25年9月30日 (2013. 9. 30)	(74) 代理人	100110928
審査請求日	平成26年9月8日 (2014. 9. 8)		弁理士 速水 進治
		(72) 発明者	中村 知久
			東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内
		(72) 発明者	三船 盛也
			東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内
		審査官	長 由紀子

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 情報処理装置、情報処理方法、及びプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能であり、

前記複数の雛形シートデータをそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示する雛形特定情報表示手段と、

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成するモニタリングシート作成手段と、

を備え、

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており

患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信する治療特定情報受信手段を備え、

前記雛形特定情報表示手段は、前記治療特定情報受信手段が受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの雛形特定情報を、上位に表示させる情報処理装置。

【請求項2】

請求項1に記載の情報処理装置において、

10

20

治療内容別に設けられた複数の外部装置に接続しており、
前記治療特定情報は、前記外部装置を互いに識別する外部装置識別情報である情報処理装置。

【請求項3】

請求項1に記載の情報処理装置において、

前記治療特定情報は、前記治療の内容を示すキーワードである情報処理装置。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか一項に記載の情報処理装置において、

前記雛形シート記憶手段は、患者を互いに識別する患者識別情報に対応付けて、少なくとも一部の前記雛形シートデータを記憶しており、

前記治療特定情報受信手段は、

前記患者識別情報に対応付けて前記治療特定情報を受信し、受信した前記患者識別情報を、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータに対応付けて、前記雛形シート記憶手段に記憶させ、

前記雛形特定情報表示手段は、前記患者識別情報の入力を受け付け、入力された前記患者識別情報に対応している前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を上位に表示させる情報処理装置。

【請求項5】

診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能なコンピュータが行い、

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており

前記コンピュータは、

前記複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示させ、

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成し、

前記雛形特定情報を前記ディスプレイに表示させる際、患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信し、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を、上位に表示させる情報処理方法。

【請求項6】

診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能なコンピュータが実行するプログラムであって、

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており

前記コンピュータに、

前記複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示させる機能と、

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成する機能と、

前記雛形特定情報を前記ディスプレイに表示させる際、患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信し、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を、上位に表示させる機能と、
を実現させるプログラム。

10

20

30

40

50

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、患者の情報を表示するためのモニタリングシートを生成する情報処理装置、情報処理方法、及びプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

患者に行われた治療に関する情報や、体温などのバイタル情報などの診療に必要な情報は、一般的にカルテに記載されている。近年は、このカルテを電子化することが行われている。カルテの電子化に関する技術としては、例えば特許文献1に記載の技術がある。特許文献1には、カルテの内容が本人のものであるかを確認しやすくするために、年齢及び性別に対応するイラストを出力することが記載されている。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2008-9601号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

カルテを電子化した場合、患者に関する情報は多くなる。このため、患者が現在行っている治療に適した項目を選択して表示することが望まれる。このためには、予め治療内容別に、患者の情報を表示するためのモニタリングシートの雛形のデータを複数準備しておけば良い。しかし、この雛形のデータの数が多くなると、医者が誤った雛形のデータを選択する可能性が出てくる。

20

【0005】

本発明の目的は、誤った雛形データを選択する可能性を低くすることができる情報処理装置、情報処理方法、及びプログラムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明によれば、診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能であり、

30

前記複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示する雛形特定情報表示手段と、

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成するモニタリングシート作成手段と、

を備え、

40

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており

患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信する治療特定情報受信手段を備え、

前記雛形特定情報表示手段は、前記治療特定情報受信手段が受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの雛形特定情報を、上位に表示させる情報処理装置が提供される。

【0007】

本発明によれば、診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能なコ

50

ンピュータが行い、

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており

前記コンピュータは、

前記複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示させ、

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成し、

前記雛形特定情報を前記ディスプレイに表示させる際、患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信し、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を、上位に表示させる情報処理方法が提供される。

10

【0008】

本発明によれば、診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能なコンピュータが実行するプログラムであって、

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており

前記コンピュータに、

20

前記複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示させる機能と、

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成する機能と、

前記雛形特定情報を前記ディスプレイに表示させる際、患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信し、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を、上位に表示させる機能と、

を実現させるプログラムが提供される。

【発明の効果】

30

【0009】

本発明によれば、患者の情報を表示するためのモニタリングシートの雛形シートデータを選択する際に、誤った雛形シートデータを選択する可能性を低くすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】第1の実施形態に係る情報処理装置の機能構成を示す図である。

【図2】雛形シートデータの一例を説明するための図である。

【図3】雛形特定情報の選択画面の一例を示す図である。

【図4】雛形シート記憶部が記憶している情報をテーブル形式で示す図である。

【図5】図1に示した情報処理装置が行う処理を示すフローチャートである。

40

【図6】第2の実施形態に係る情報処理装置の機能構成を示す図である。

【図7】本実施形態において雛形シート記憶部が記憶している情報をテーブル形式で示す図である。

【図8】治療特定情報受信部が雛形シート記憶部を更新するときの処理を示すフローチャートである。

【図9】情報処理装置がモニタリングシートを端末に表示させるときの動作を示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下、本発明の実施の形態について、図面を用いて説明する。尚、すべての図面におい

50

て、同様な構成要素には同様の符号を付し、適宜説明を省略する。

【 0 0 1 2 】

なお、以下に示す説明において、各装置の各構成要素は、ハードウェア単位の構成ではなく、機能単位のブロックを示している。各装置の各構成要素は、任意のコンピュータのCPU、メモリ、メモリにロードされた本図の構成要素を実現するプログラム、そのプログラムを格納するハードディスクなどの記憶メディア、ネットワーク接続用インタフェースを中心にハードウェアとソフトウェアの任意の組合せによって実現される。そして、その実現方法、装置には様々な変形例がある。

【 0 0 1 3 】

(第1の実施形態)

図1は、第1の実施形態に係る情報処理装置100の機能構成を示す図である。情報処理装置100は、雛形特定情報表示部110、モニタリングシート作成部120、及び治療特定情報受信部130を備えている。雛形特定情報表示部110及びモニタリングシート作成部120は、雛形シート記憶部200に接続している。雛形シート記憶部200は、雛形シートデータを複数記憶している。雛形シートデータは、診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータである。診療情報項目は、例えば、患者の体調を示すバイタル項目及び患者に施される治療項目を含んでいる。複数の雛形シートデータは、診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる。

【 0 0 1 4 】

雛形特定情報表示部110は、複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示させる。このディスプレイは、例えば端末300が有している。端末300は、医療関係者、例えば医者や看護師によって操作される。

【 0 0 1 5 】

モニタリングシート作成部120は、ディスプレイ上で選択された雛形特定情報に対応する雛形シートデータを、雛形シート記憶部200から読み出す。そしてモニタリングシート作成部120は、読み出した雛形シートデータを用いてモニタリングシートを作成する。作成したモニタリングシートは、端末300に送信される。

【 0 0 1 6 】

また雛形シート記憶部200は、複数の雛形シートデータを、治療特定情報に対応付けて記憶している。治療特定情報は、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応しており、例えばキーワードである。ただし、治療特定情報はこれに限定されない。なお、治療内容としては、例えば抗がん剤の投与などである。

【 0 0 1 7 】

治療特定情報受信部130は、モニタリングシートの作成対象となる患者の医療特定情報を受信する。そして雛形特定情報表示部110は、治療特定情報受信部130が受信した治療特定情報に対応する雛形シートデータの雛形特定情報を、上位に表示させる。このため、端末300の使用者は、容易にその雛形シートデータの雛形特定情報を見つけることができる。従って、端末300の使用者が誤った雛形シートデータを選択する可能性は、低くなる。以下、詳細に説明する。

【 0 0 1 8 】

図2は、雛形シートデータの一例を説明するための図である。この図は、雛形シートデータに基づいて作成されたモニタリングシートが端末300に表示された状態を示している。雛形シートデータは、診療情報項目を表示する領域の一例として、バイタル表示領域及び治療項目表示領域を有している。バイタル表示領域は、患者のバイタル情報(例えば体温、脈拍、血圧、及び呼吸に関する情報)を表示する領域である。バイタル情報は、例えばグラフ形式で表示される。治療項目表示領域は、患者に対して行われた治療項目(例えば投薬内容)を示す領域である。治療項目は、例えばその治療が行われたことが認識可能な形式(例えば × 形式)で表示される。そしてバイタル領域及び治療項目表示領域は

10

20

30

40

50

、いずれもヘッダ領域を有している。ヘッダ領域は、バイタル表示領域及び治療項目表示領域で表示される情報の名称を表示するための領域である。なお、雛形シートデータは、さらに、患者識別情報、患者の氏名、年齢、及び性別を含んでいる。雛形シートデータは、診療情報項目として、さらに検査結果、処置、手術及び病気の履歴、診察所見、経過等の項目の少なくとも一つを含んでいてもよい。

【 0 0 1 9 】

バイタル情報及び治療項目は、時系列で表示される。この時系列の期間は、例えば端末 3 0 0 に入力を行うことで、端末 3 0 0 の利用者が設定することができる。

【 0 0 2 0 】

図 3 は、端末 3 0 0 のディスプレイに表示される、雛形特定情報の選択画面の一例を示している。雛形特定情報（第 1 シート、第 2 シート・・・）は、例えばプルダウン形式で表示される。ただし雛形特定情報は、他の形式で表示されても良い。そしてこの表示順は、雛形特定情報表示部 1 1 0 によって決定される。

10

【 0 0 2 1 】

図 4 は、雛形シート記憶部 2 0 0 が記憶している情報をテーブル形式で示す図である。雛形シート記憶部 2 0 0 は、雛形シートデータに、雛形特定情報及び治療特定情報に対応付けて記憶している。ただし雛形シート記憶部 2 0 0 は、雛形シートデータにさらに他の情報に対応させて記憶していても良い。

【 0 0 2 2 】

図 5 は、図 1 に示した情報処理装置 1 0 0 が行う処理を示すフローチャートである。まず雛形特定情報表示部 1 1 0 は、治療特定情報を受信する（ステップ S 1 0 ）。次いで雛形特定情報表示部 1 1 0 は、雛形シート記憶部 2 0 0 から雛形特定情報を読み出し、読み出した雛形特定情報の並び順を決定する。このとき、雛形特定情報表示部 1 1 0 は、ステップ S 1 0 で受信した治療特定情報に対応する雛形特定情報が上位に表示されるようにする（ステップ S 2 0 ）。次いで雛形特定情報表示部 1 1 0 は、雛形特定情報を選択させるための画面データを生成し、生成した画面データを端末 3 0 0 に送信する（ステップ S 3 0 ）。なおこの画面データを用いて画面を表示した場合、雛形特定情報は、ステップ S 2 0 で決定された並び順で表示される。

20

【 0 0 2 3 】

端末 3 0 0 は、情報処理装置 1 0 0 から画面データを受信すると、受信した画面データを用いて、選択画面をディスプレイに表示する（ステップ S 4 0 ）。この選択画面では、複数の雛形特定情報が選択可能に表示されている（例えば図 3 の状態）。端末 3 0 0 の使用者は、端末 3 0 0 の入力デバイス（例えばマウス）を用いて、雛形特定情報を選択する（ステップ S 5 0 ）。端末 3 0 0 は、選択された雛形特定情報を情報処理装置 1 0 0 に送信する（ステップ S 6 0 ）。

30

【 0 0 2 4 】

情報処理装置 1 0 0 のモニタリングシート作成部 1 2 0 は、端末 3 0 0 から雛形特定情報を受信すると、受信した雛形特定情報に対応する雛形シートデータを雛形シート記憶部 2 0 0 から読み出す（ステップ S 7 0 ）。そしてモニタリングシート作成部 1 2 0 は、読み出した雛形シートデータに、患者のバイタル情報や治療項目の中身として記載すべき具体的な情報を追加することでモニタリングシートを作成し（ステップ S 8 0 ）、作成したモニタリングシートを端末 3 0 0 に送信する（ステップ S 9 0 ）。ここで追加される情報は、外部から読み込まれる。端末 3 0 0 は、受信したモニタリングシートをディスプレイに表示する（ステップ S 1 0 0 ）。

40

【 0 0 2 5 】

以上、本実施形態によれば、情報処理装置 1 0 0 の雛形特定情報表示部 1 1 0 は、複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べて、端末 3 0 0 のディスプレイに表示させる。このとき、雛形特定情報表示部 1 1 0 は、治療特定情報受信部 1 3 0 が受信した治療特定情報に対応する雛形シートデータの雛形特定情報を、上位に表示させる。このため、端末 3 0 0 の使用者は、容易にその雛形シートデータの雛

50

形特定情報を見つけることができる。従って、端末300の利用者が誤った雛形シートデータを選択する可能性は、低くなる。

【0026】

(第2の実施形態)

図6は、第2の実施形態に係る情報処理装置100の機能構成を示す図である。本実施形態に係る情報処理装置100は、以下の点を除いて第1の実施形態に係る情報処理装置100と同様の構成である。

【0027】

まず、治療特定情報受信部130は、複数の外部装置500に接続している。外部装置500は、治療内容別に設けられた装置であり、その治療内容に関する情報を管理している。そして、治療特定情報は、外部装置500を互いに識別する外部装置識別情報である。なお、外部装置識別情報は、情報処理装置100におけるポート番号であっても良い。

10

【0028】

また、モニタリングシート作成部120は、患者データ記憶部400に接続し、患者データ記憶部400からモニタリングシートの中で表示されるべき情報であり、バイタル情報や治療項目の具体的な中身を示す情報を入手する。

【0029】

図7は、本実施形態において雛形シート記憶部200が記憶している情報をテーブル形式で示す図である。雛形シート記憶部200は、雛形シートデータ別に、外部装置識別情報及び患者識別情報を記憶している。雛形シート記憶部200が記憶している患者識別情報は、治療特定情報受信部130によって更新される。この更新処理の詳細は、フローチャートを用いて後述する。

20

【0030】

図8は、治療特定情報受信部130が雛形シート記憶部200を更新するときの処理を示すフローチャートである。ある患者が治療(例えば抗がん剤投与)を受けると、その治療内容に対応する外部装置500に、その患者の患者識別情報が入力される。治療特定情報受信部130は、外部装置500から、その外部装置500に入力された患者識別情報を、外部装置識別情報に対応付けて受信する(ステップS210)。すると治療特定情報受信部130は、外部装置500から受信した患者識別情報を、受信した外部装置識別情報に対応する雛形シートデータに対応付けて、雛形シート記憶部200に記憶させる(S220)。

30

【0031】

図9は、情報処理装置100がモニタリングシートを端末300に表示させるときの動作を示すフローチャートである。まず端末300の操作者は、端末300に、モニタリングシートを表示させたい患者の患者識別情報を入力する(ステップS12)。端末300は、入力された患者識別情報を情報処理装置100のモニタリングシート作成部120に送信する(ステップS14)。

【0032】

次いで雛形特定情報表示部110は、雛形シート記憶部200から雛形特定情報を読み出し、読み出した雛形特定情報の並び順を決定する。このとき、雛形特定情報表示部110は、ステップS14で送信された患者識別情報に対応づけられた雛形特定情報が上位に表示されるようにする(ステップS20)。その後の処理(ステップS30~S100)は、第1の実施形態と同様であるため、説明を省略する。

40

【0033】

本実施形態によっても、第1の実施形態と同様の効果を得ることができる。また、すでに外部装置500が存在する環境に対して新たに情報処理装置100を導入する場合、既存の外部装置500が記憶している情報を用いて、上位に表示すべき雛形シートデータを判断することができる。従って、情報処理装置100の導入コストを低くすることができる。

【0034】

50

以上、図面を参照して本発明の実施形態について述べたが、これらは本発明の例示であり、上記以外の様々な構成を採用することもできる。

【 0 0 3 5 】

なお、上記実施形態によれば、以下の発明が開示されている。

(付 記 1)

診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能であり、

前記複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示する雛形特定情報表示手段と、

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成するモニタリングシート作成手段と、
を備え、

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており

患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信する治療特定情報受信手段を備え、

前記雛形特定情報表示手段は、前記治療特定情報受信手段が受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの雛形特定情報を、上位に表示させる情報処理装置

(付 記 2)

付記 1 に記載の情報処理装置において、

治療内容別に設けられた複数の外部装置に接続しており、

前記治療特定情報は、前記外部装置を互いに識別する外部装置識別情報である情報処理装置。

(付 記 3)

付記 1 に記載の情報処理装置において、

前記治療特定情報は、前記治療の内容を示すキーワードである情報処理装置。

(付 記 4)

付記 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の情報処理装置において、

前記雛形シート記憶手段は、患者を互いに識別する患者識別情報に対応付けて、少なくとも一部の雛形シートデータを記憶しており、

前記治療特定情報受信手段は、

前記患者識別情報に対応付けて前記治療特定情報を受信し、受信した前記患者識別情報を、受信した前記治療特定情報に対応する雛形シートデータに対応付けて、雛形シート記憶手段に記憶させ、

前記雛形特定情報表示手段は、前記患者識別情報の入力を受け付け、入力された前記患者識別情報に対応している雛形シートデータの雛形特定情報を上位に表示させる情報処理装置。

(付 記 5)

診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療治療項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能なコンピュータが行い、

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており

前記コンピュータは、

前記複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示させ、

10

20

30

40

50

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成し、

前記雛形特定情報を前記ディスプレイに表示させる際、患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信し、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を、上位に表示させる情報処理方法。

(付記 6)

付記 5 に記載の情報処理方法において、

前期コンピュータは、治療内容別に設けられた複数の外部装置に接続しており、

前記治療特定情報は、前記外部装置を互いに識別する外部装置識別情報である情報処理方法。 10

(付記 7)

付記 5 に記載の情報処理方法において、

前記治療特定情報は、前記治療の内容を示すキーワードである情報処理方法。

(付記 8)

付記 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の情報処理方法において、

前記コンピュータは、

患者を互いに識別する患者識別情報に対応付けて、少なくとも一部の前記雛形シートデータを記憶しており、

前記患者識別情報に対応付けて前記治療特定情報を受信し、受信した前記患者識別情報を、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータに対応付けて記憶し、 20

前記患者識別情報の入力を受け付け、入力された前記患者識別情報に対応している前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を上位に表示させる情報処理方法。

(付記 9)

診療に必要な項目である複数の診療情報項目それぞれが表示されるモニタリングシートを作成するための雛形のデータであり、前記診療情報項目の少なくとも一つが互いに異なる雛形シートデータを複数記憶する雛形シート記憶手段に接続可能なコンピュータが実行するプログラムであって、

前記雛形シート記憶手段は、前記複数の雛形シートデータを、当該雛形シートデータを用いるべき治療内容に対応する治療特定情報に対応付けて記憶しており 30

前記コンピュータに、

前記複数の雛形シートデータそれぞれを特定する複数の雛形特定情報を選択可能に並べてディスプレイに表示させる機能と、

前記ディスプレイ上で選択された前記雛形特定情報に対応する前記雛形シートデータを、前記雛形シート記憶手段から読み出し、読み出した前記雛形シートデータを用いて前記モニタリングシートを作成する機能と、

前記雛形特定情報を前記ディスプレイに表示させる際、患者が受ける治療内容に対応する前記治療特定情報を受信し、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を、上位に表示させる機能と、

を実現させるプログラム。 40

(付記 10)

付記 9 に記載のプログラムにおいて、

前期コンピュータは、治療内容別に設けられた複数の外部装置に接続しており、

前記治療特定情報は、前記外部装置を互いに識別する外部装置識別情報であるプログラム。 50

(付記 11)

付記 9 に記載のプログラムにおいて、

前記治療特定情報は、前記治療の内容を示すキーワードであるプログラム。

(付記 12)

付記 9 ~ 11 のいずれか一項に記載のプログラムにおいて、

前記コンピュータは、患者を互いに識別する患者識別情報に対応付けて、少なくとも一部の前記雛形シートデータを記憶しており、

前記コンピュータに、

前記患者識別情報に対応付けて前記治療特定情報を受信し、受信した前記患者識別情報を、受信した前記治療特定情報に対応する前記雛形シートデータに対応付けて記憶する機能と、

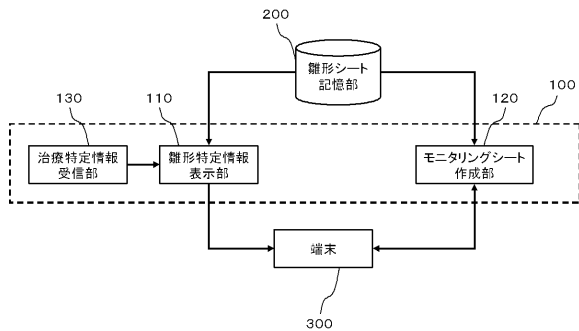
前記患者識別情報の入力を受け付け、入力された前記患者識別情報に対応している前記雛形シートデータの前記雛形特定情報を上位に表示させる機能と、を実現させるプログラム。

【符号の説明】

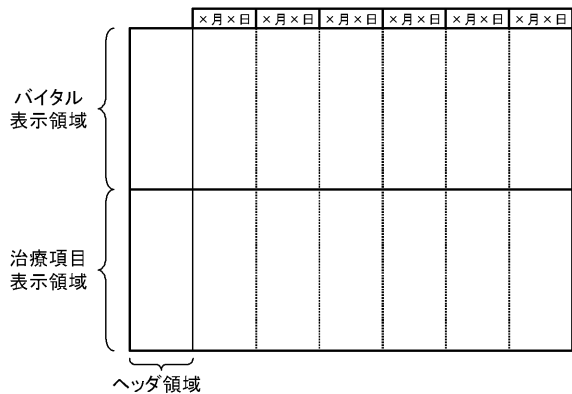
【0036】

- 100 情報処理装置
- 110 雛形特定情報表示部
- 120 モニタリングシート作成部
- 130 治療特定情報受信部
- 200 雛形シート記憶部
- 300 端末

【図1】



【図2】



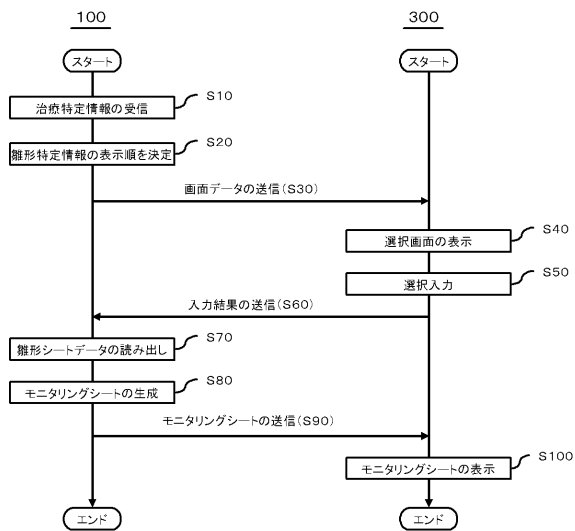
【図3】

モニタリングシート	第1シート 第2シート 第3シート ⋮
-----------	------------------------------

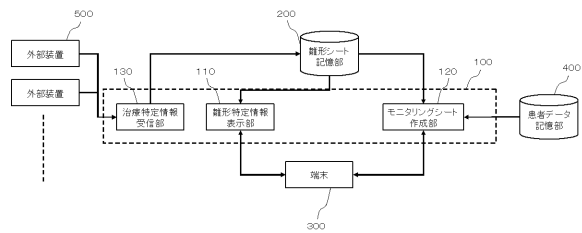
【図4】

雛形特定情報	雛形シートデータ	治療特定情報
第1シート	001. × ×	△△
第2シート	002. × ×	△△
第3シート	003. × ×	△△
⋮	⋮	⋮

【図5】



【図6】

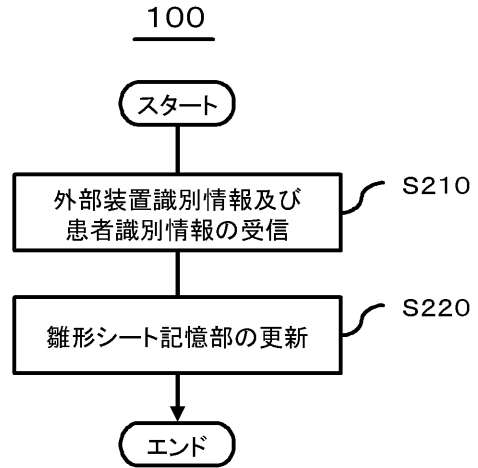


【図7】

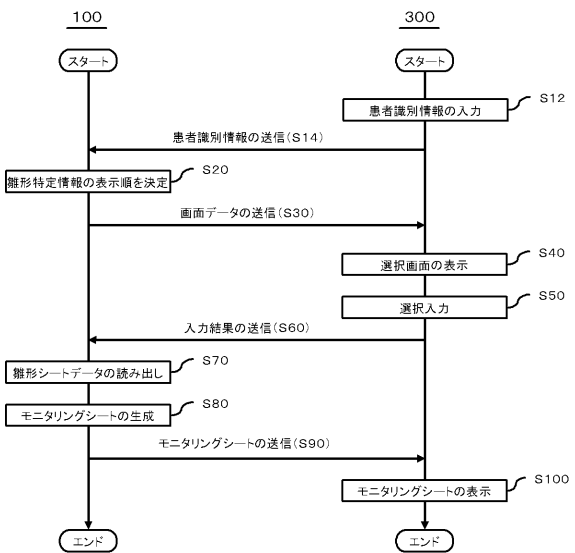
200

雛形名	雛形シートデータ	外部装置識別情報	患者識別情報
第1シート	001. × ×	△△	001, 003, 004
第2シート	002. × ×	△△	002
第3シート	003. × ×	△△	006
⋮	⋮	⋮	⋮

【図8】



【図9】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2003-162580(JP,A)
特開2003-196389(JP,A)
特開2007-328678(JP,A)
特開2009-223481(JP,A)
米国特許出願公開第2010/0076784(US,A1)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06Q 50/24